

鳥取県過疎地域持続的発展方針の策定及び同方針に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年8月20日
中山間地域政策課

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、鳥取県過疎地域持続的発展方針（以下「県過疎方針」という。）の策定に当たり国に協議を行っていたところ、このたび、国から県過疎方針案に同意する旨の通知がありましたので報告します。

また、県過疎方針（案）について実施したパブリックコメントの結果を併せて報告します。

1 県過疎方針の国同意について

(1) 国との協議、同意

- ・提出日：令和3年7月26日（月）
- ・協議先：総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ・同意日：令和3年8月16日（月）

(2) 県過疎方針に定める主な内容

- ・過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策
 - 1 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成
 - 2 産業の振興
 - 3 情報化
 - 4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保
 - 5 生活環境の整備
 - 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進
 - 7 医療の確保
 - 8 教育の振興
 - 9 集落の整備
 - 10 地域文化の振興等
 - 11 脱炭素化の推進

(3) 策定期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間

2 パブリックコメントについて

(1) 募集期間 令和3年7月5日（月）から7月16日（金）まで

(2) 周知方法

- ・中山間地域政策課ホームページでの公開
- ・県民参画協働課、各総合事務所、東部庁舎、八頭庁舎、日野振興センター、県立図書館、各市町村役場におけるチラシの配架
- ・新聞広告への掲載

(3) 意見数 12件（6名）

(4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
【過疎地域の現状と問題点】 鳥取県の過疎地域の相対的（他と比較しての）特徴を明記してはどうか。 ※鳥取県の特徴として、県面積は比較的小さいコンパクトであるが、それに占める過疎地域の割合がかなり高く、その中の人口密度は小さい。	【方針案に盛り込み済】 全都道府県と比較した場合の面積割合・人口密度を記載している。（面積割合は全国で7番目に高いこと、人口密度は全国で11番目に小さいこと。）
【若者定住施策の推進】 過疎の最大の要因は地域に就労の場がないこと、更に冬場の通勤環境が悪く、通勤時間が読めないことである（積雪時にいつ出勤できるか不明）。過疎地域に居住している者への優遇措置が重要である。	【方針案に盛り込み済】 過疎地域を含む中山間地域への立地に関する優遇措置の整備により、企業立地を促進し、若者に魅力のある雇用の場の確保に努めるとともに、先駆的な事業に取り組む事業者の拠点誘致やテレワーク拠点開設促進等を進め、若者が安心して働ける雇用の場の確保に努めることとしている。 併せて、過疎地域には豪雪地帯が多いことから、除雪対策の充実にも努めることとしている。
【既存企業の維持対策】 年金を受け取ることができる金融機関は必置機能であるが、地域から金融機関の撤退が進んでいる。企業誘致も必要だが、既存企業の維持対策も必要である。	【方針案に盛り込み済】 地域経済を支える小規模事業者が事業を継続し持続的発展を遂げられるよう、商工団体や金融機関等の関係機関と連携した経営支援体制を強化し、生産性向上や経営の革新、事業承継等を支援することとしている。 なお、企業活動として利用者の減少による機能集約等が進むことについては、自家用車を持たない高齢者や学生等の生活機能維持に必要な移動手段・生活交通体系の確保に努めるとともに、新たなICT技術を住民生活に関わる様々な分野で最大限に活用することで、過疎地域における利便性を確保

	し、地理的条件の不利性の克服を目指すこととしている。
<p>【農林水産業の振興】 兼業農家が多くを占め、その方々が県の農業を担っているが、それに見合う支援策がない。</p> <p>農業は、異常気象による災害等の被害を受けやすいことや担い手不足による廃業等が増えていることから、それらの対策にも力を入れていかなければならない。</p>	<p>【方針案に盛り込み済】 兼業農家をはじめ、小規模でも多様な農業に取り組める農業生産基盤の整備を図ることとしている。</p> <p>また、ロボットやICTなどの先進技術を利用した農林水産業のスマート化を促進し、併せて経営形態の複合化、2次産業・3次産業との連携や生産・加工・販売を一体化する農林水産業の6次産業化を進め、農林漁業者の所得向上、農林水産業への雇用促進・定着を図ることとしている。</p>
<p>【農道、林道の整備】 農道の幅員は狭いこと、舗装の厚さが薄いため舗装の亀裂や路肩の崩壊が発生することがあり、農道を林道として補強・拡幅などの再整備が必要である。</p>	<p>【方針案に反映する】 農林業の基盤となる農道及び林道の整備については、接続する道路等との連携を図りながら効率的な整備を行うことを記載する。</p>
<p>【交通手段の確保】 公共交通機関の維持確保のために努力をお願いしたい。</p>	<p>【方針案に盛り込み済】 地域の実情・ニーズに応じた生活交通体系を構築するため、バス・タクシー・共助交通など様々な移動手段を総動員するなど公共交通ネットワークの維持・確保を進めることとしている。</p>
<p>【子育て環境の確保】 高校・大学卒業後、地域に居住することを条件に、償還免除の奨学金を支給するなどの措置が必要である。</p>	<p>【方針案に盛り込み済】 移住・定住の推進の一環として、鳥取県に誇りと愛着を持ち、強度を支える人材育成を目指す「ふるさとキャリア教育」や、県内就職する大学生等が借り入れた奨学金の返還助成などを行い、若者の県内定着及び県内就職を促進することとしている。</p>
<p>【高齢者等の保健・福祉の向上及び増進】 老老介護の解消や介護予防等を進めるため、近居対策への支援をすべきである。</p>	<p>【方針案に盛り込み済】 元気な高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、また、介護が必要となっても住み慣れた家庭・地域で安心して暮らせるよう、総合的な保健・医療・福祉施設策を推進することとしている。</p> <p>また、人口流出やI・J・Uターンの促進を図るため、若年世帯、子育て世帯のニーズに合わせた住宅の整備を促進することとしている。</p>
<p>【人材の育成】【教育の振興】 子どもの教育環境が十分でない。(冬場の通学時間の見込みが立たないこと。適当な塾がないこと。)</p> <p>過疎地域においても、より良い教育環境が提供できること、高校生などの若者の人材育成が進むことを期待する。</p>	<p>【方針案に盛り込み済】 児童生徒一人一台端末や高速大容量通信を整備することにより、オンライン会議システムを活用した他地域と児童生徒との交流や他校との合同学習等を推進するなど、地域の実情にあった教育の実践を充実することとしており、こうした取組を通じて冬期間での自宅での学習機会や、塾に代わるものとしての学びの機会の確保に繋げていく。</p> <p>また、地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実に努めることとしている。</p>
<p>【脱炭素化】 異常気象による大規模災害が増える中、「脱炭素化」の取組は非常に重要である。鳥取県独自の基準により、住民の健康と省エネルギーが推進されることを願う。</p>	<p>【方針案に盛り込み済】 本県は長期的な目標として2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明し、目指すべきビジョンを共有しながら、環境や暮らしと調和した再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギー化の推進等、脱炭素化に向けた取組を加速することとしている。</p>

3 今後の予定

過疎指定市町は、県過疎方針に基づいて「過疎地域持続的発展市町村計画」を県に協議の上で策定することとなっており、県では、同計画が円滑に策定されるように市町を支援していく。

また、県は今回策定した県過疎方針に基づき「鳥取県過疎地域持続的発展計画」を策定する。(令和3年12月予定)